

第 5074 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 9月25日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 消費税の簡易課税

Q：消費税には、税額を簡単に計算するための制度があるそうですが、どのようなものですか？

A：簡易課税制度というものです。

【解説】

消費税には、中小事業者の事務負担を配慮して、課税売上げにかかる消費税額に一定のみなし仕入率を乗じて仕入控除税額を計算する簡易課税制度というものがあります。

みなし仕入率は、第1種事業から第6種事業に区分された中から、その営んでいる事業区分に応じた仕入率を適用することとなっています。

この制度を受けるには、次の要件を満たさなければなりません。

また、簡易課税制度は原則として、2年間継続適用しなければならず、本来の計算方法に変更しようとする場合には、そのやめようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出しなければなりません。

- ① 基準期間（前々期又は前々年）の課税売上高が5,000万円以下であること
- ② 「消費税簡易課税制度選択届出書」を適用しようとする課税期間の開始の日の前日までに所轄税務署長に届出していること

なお、簡易課税制度選択届出書を提出している場合であっても、基準期間の課税売上高が5,000万円を超える場合には、その課税期間については、簡易課税制度は適用できませんので注意してください。

